自動車売買契約書(案)

上記の物件について、	摂津市(以下「売払人」という。)と	(以下「買受人」と
いう。)とは、次の条項に	より売買契約を締結する。	

(総則)

- 第1条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 売払人及び買受人は、この契約履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 3 買受人は、摂津市インターネット公有財産売却ガイドライン、入札公告、及び入札物件説明書(特記事項、落札後の注意事項含む)を遵守し、この契約を締結する。
- 4 この契約書に定める請求、解除等は、書面にて行わなければならない。

(売買物件及び売買代金)

第2条 売払人は、その所有する次に掲げる売買物件(以下、「物件」という。)を買受人に売り渡し、買受人は、これを買い受ける。

区分番号	物件名	数量	摘要
07 - 2	三菱 消防車	1台	別紙のとおり

2 売買代金は、_____ 円とする。

(契約保証金)

- 第3条 買受人は、この契約の締結と同時に、契約書記載の契約保証金を売払人に納付しなけれ ばならない。
- 2 買受人が納入した入札保証金は、第1項の契約保証金として全額充当する。
- 3 第1項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 第1項の契約保証金には、利息は付さない。
- 5 売払人は、買受人が第4条に規定する義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金 を売買代金(以下「代金」という。)に充当する。
- 6 買受人が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は売払人に帰属する。

(売買代金の支払い)

第4条 買受人は、物件の代金のうち前条第1項に定める契約保証金の額を除いた金額を、売払人が指定する金融機関口座へ令和7年12月23日(火)午後2時30分までに振込み納付するものとする。

(所有権の移転)

- 第5条 物件の所有権は、買受人が代金を完納し売払人が納付を確認したときに売払人から買受 人に移転する。
- 2 売払人は、前項により物件の所有権が移転した後、買受人の請求に基づき、売払人が準備するべき移転登録等に要する書類を作成して買受人に渡すものとする。
 - 買受人は、当該書類の受領書を売払人に提出しなければならない。ただし、特殊車両等で売払 人もしくは買受人が登録等を制限する場合はこの限りではない。
- 3 買受人は、遅延なく移転登録手続きを行い、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明 書の写しを売払人に提出しなければならない。ただし、特殊車両等で売払人もしくは買受人が 登録等を制限する場合はこの限りではない。

(売買物件の引き渡し)

- 第6条 売払人は、物件の所有権が買受人に移転した後、当該物件を売払人の指定する場所及び 期日において現状のまま買受人に引き渡し、買受人は当該物件の受領書を売払人に提出しな ければならない。
- 2 買受人は、物件の引き受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、売払人の指示に 従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配、輸送手段等の手続きについては、買受人の 責任において行わなければならない。
- 3 買受人は当該物件を再使用する場合は、十分な点検・調整をしなければならない。
- 4 売買代金の残金の納付が完了してから、30日以内に受取り拒否もしくは意思確認が困難な場合等で、買受人が正当な理由なく引き取らない場合は、当該物件について、買受人に所有権が移転しなかったものとみなして摂津市の所有とし、売買代金を返還しないものとする。

(危険負担)

第7条 買受人は、この契約締結後のときから物件を引き渡すまでの間において、当該物件が売払人の責に帰すことができない事由により減失または毀損した場合はその損失は買受人の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第8条 買受人は、この契約締結後に、物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由 として代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(用途の制限等)

- 第9条 買受人は物件を次の各号の用途に供してはならない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対 法」という。)第2条に規定する暴力的不法行為等不当な行為への使用。
 - (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号) 第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として 無差別大量殺人行為を行ったものに係わる使用。

- 2 買受人は、第三者に対して物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、前項各号の用途制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して同項各号の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- 3 買受人は、第三者に対して物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して第1項各号の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- 4 第三者の前2項に規定する義務の違反に対する責務は買受人が負わなければならない。

(売払人の解除)

- 第10条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないとき又は履行する見込みが明らかにないと売払人が認めたとき及び、契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、この契約を解除することができる。この場合、買受人が納付した入札保証金(契約保証金に充当)は売払人に帰属する。
- 2 売払人は買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)役員等(個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法 人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号におい て同じ。)が暴力団員等[暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった 日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。)]であると認められるとき。
 - (2)暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団員又は暴力団員等密接な関係を有していると認められるとき。

(買受人の解除)

第11条 買受人は売払人が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったときは この契約を解除することができる。この場合において第3条第1項の契約保証金は買受人に 返還する。

(違約金)

- 第12条 買受人は、第9条に定める義務に違反したときには、「売買代金の3割円」を違約金と して、売払人の指定する期間内に売払人に支払わなければならない。
- 2 第10条の定めにより契約が解除された場合においては、買受人は「売買代金の3割円」を 違約金として、売払人の指定する期間内に売払人に支払わなければならない。
- 3 前2項に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しない。

(損害賠償)

第13条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、そ

の損害に相当する金額を損害賠償として売払人に支払わなければならない。

(契約の費用)

第14条 この契約に要する契約締結と履行に関する全ての費用は買受人の負担とする。

(疑義の解決方法)

第15条 この契約に関して疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、売払 人及び買受人協議のうえ、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関する訴えについては、売払人の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判 所とする。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、売払人及び買受人が記名押印の上、各自1 通を保有する。

令和7年 月 日

売払人 大阪府摂津市三島一丁目1番1号 摂 津 市 代表者 摂津市長 嶋 野 浩 一 朗

買受人 所在地(住所) 商号又は名称 代表者職氏名(氏名)

印

区分番号	07-2	
物件名	三菱 消防車	
車名	三菱 キャンター	
車台番号	FE73DB-511883	
排気量	4. 89 L	
数量	1台	
契約金額	金, 円 (消費税及び地方消費税 金, 円 及び 自動車リサイクル料金 金 8,830 円 を含む)	
代金納付期限	令和7年12月23日(火)午後2時30分まで	
引き渡し期限	令和8年 1月 7日(水)午後4時まで	
引き渡し場所	摂津市指定場所	
契約保証金	金 20,000 円 ※契約保証金の額は、摂津市財務規則第99条による	